

# 令和 7 年度兵庫県地域防災計画修正の概要

令和 7 年 11 月 4 日

兵庫県防災会議

# 兵庫県地域防災計画修正の概要（令和7年11月）

令和7年7月1日に修正された国防災基本計画に基づく修正のほか、以下の観点より修正を実施。

## ● 災害対策基本法の改正に基づく修正

- ・市町から県に対する応急措置実施の要請の要求
- ・在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣等による福祉サービスの提供
- ・広域避難時の避難元・避難先市町間の情報連携
- ・地方自治体による物資の備蓄状況の公表

## ● 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ・保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- ・避難所の生活環境確保にかかる取り組みの強化
- ・防災DXの推進



令和7年3月に公表した「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会」の最終報告書および「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の報告書を踏まえた修正を実施

## ● 南海トラフ防災対策推進基本計画の修正に基づく修正

- ・南海トラフ地震対策の推進
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時における周知・広報

法  
01

# 市町から県に対する応急措置実施の要請の要求

市町は、県に対し、国（指定行政機関又は指定地方行政機関）へ応急措置の実施の要請を求めることができる。また、県に要求することができない場合は、市町から国へ直接、市町の災害状況を通知できる。これにより、国は迅速に被害状況を覚知し、応急措置の実施の準備等に着手することが可能となる。

## 【災害対策基本法の改定箇所（抜粋）】

### 第六十八条の二

市町村長は、（略）都道府県知事に対し、第七十条第三項の規定による応急措置の実施の要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。（略）

2 市町村長は、前項の規定による要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○備蓄体制等の整備

[新旧：資料3-1 P19]

市町は、（略）県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。

市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

法  
02

## 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣等による福祉サービスの提供

「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、避難所の被災者のみならず、在宅避難者・車中泊避難者等に対しても必要な支援を届けるため、地方自治体の努力義務として、こうした被災者の生活環境の整備のため、新たにDWATの派遣等による福祉サービスの提供を講ずることが規定された。

### 【災害対策基本法の改定箇所（抜粋）】

#### 第八十六条の七

災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

[新旧：資料3-1 P44]

市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、（略）被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

### ○兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援派遣に関する調整

[新旧：資料3-1 P26]

(2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が派遣できるよう準備を進める。

法  
03

## 広域避難時の避難元・避難先市町間の情報連携

発災時に想定される広域避難について、円滑に行うとともに、被災市町と広域避難の受入先の市町の双方において、被災住民にかかる情報の共有を行い、被災住民に対し支援情報を届ける必要がある。このため、被災市町が広域避難の受入先の市町との間での情報連携を推進し、被災住民に対する情報提供を充実させるための規定が措置された。

### 【災害対策基本法の改定箇所（抜粋）】

#### 第八十六条の八（略）

3 市町村長は、第一項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長に提供しなければならない。

8 協議先市町村長は、協議元市町村長から第四項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○広域避難・広域一時滞在

[新旧：資料3-1 P25]

被災市町は、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

また、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

法  
04

# 地方自治体による物資の備蓄状況の公表

地方自治体は、食糧や飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄量を透明化することにより、備蓄への取り組み強化や地域格差の是正等を図るため、備蓄物資の状況を年に1度公表することとする。なお、物資の備蓄にあたっては、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（本県においては阪神・淡路大震災における最大避難者数である30万人）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計した必要数の確保に努めることとする。

【災害対策基本法の改定箇所（抜粋）】  
第四十九条（略）

2 地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。



▲兵庫県立  
三木総合防災公園▶  
三木総合防災公園  
内の備蓄倉庫



## 計画の修正（主な箇所）

### ○備蓄体制等の整備

県は、広域的な立場から、不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資について、市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備することとする。また、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

[新旧：資料3-1 P9]

能登  
01

# 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

## 連携体制の充実強化

平時から、県と保健医療福祉活動チーム間の連携体制の構築に努め、災害対応全体の流れの共通認識を図るほか、訓練を実施する。

### 【能登半島地震での教訓】

災害対策本部内に保健医療福祉調整本部構成員が不在であったため、保健医療福祉調整本部の意向が伝わらなかったケースがあった。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備

[新旧：資料3-1 P6]

県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

## 情報収集・提供体制の整備

D24Hを活用した情報収集・提供体制の整備に努め、被災者支援に必要な情報を災害対応機関に迅速に提供する。

### 【能登半島地震での教訓】

令和6年度より本格運用することとしていたD24Hについて、当初はマニュアルが未整備であったことから、情報の入力・集約が円滑に進まなかつた。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○災害医療情報ネットワークの形成

[新旧：資料3-1 P6]

県は、（略）災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムをはじめとした、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めることとする。

# 避難所の生活環境確保にかかる取組の強化

## 満足度の高い食事を提供するための連携

被災者的心身の健康維持を図るため、栄養に配慮した温かい食事が提供できるよう、キッチンカー運営団体等との連携により、速やかに炊き出しが可能となるよう努める。

### 【能登半島地震での教訓】

栄養バランスの取れた適温の食事がなかなか提供されず、「非常食」の支給が続き、被災者からは単調なメニューの改善を求める声があった。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○避難所の運営

[新旧：資料3-1 P25] 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によつては、（略）文化的・福祉的な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策（段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、キッチンカー運営団体との連携、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等）を講じるよう努めることとする。

## 多様なニーズへの対応

男女共同参画の視点を徹底するとともに、女性や子育て家庭等、被災者一人ひとりに寄り添った避難所環境づくりを推進する。

### 【能登半島地震での教訓】

避難所において、女性用品や乳幼児用品の備蓄が十分でなかった等の声があった。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○避難所の運営

[新旧：資料3-1 P24] 市町は、（略）避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進する（略）。

市町は、要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

能登  
03

# 防災DXの推進

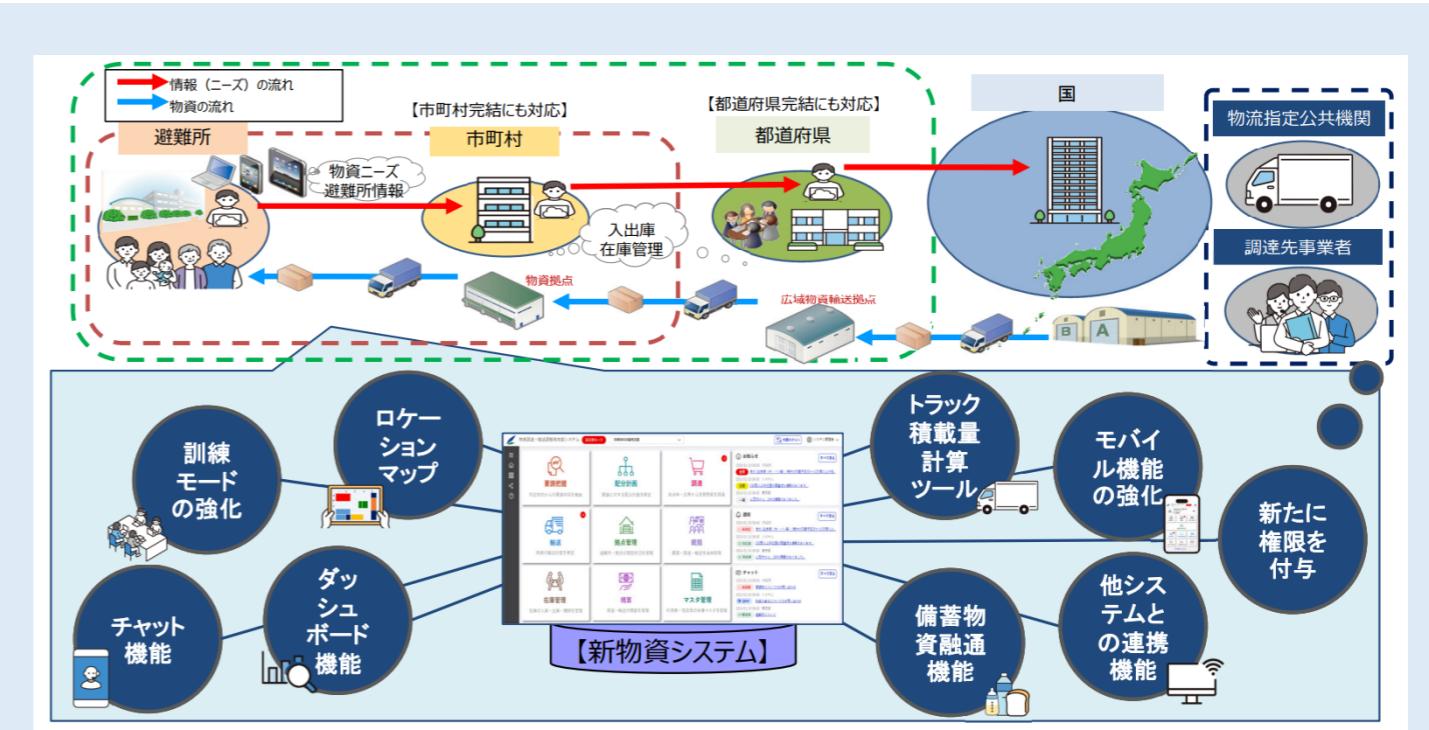
## 物資支援体制の充実強化

発災時に迅速かつ円滑な物資支援を実現するため、物資支援業務の実態に即した機能が付与された「新物資システム（B-PLO）※」を活用する。

※新物資システム（B-PLO）：「物資調達・輸送調整等支援システム」の後継システム

### 【能登半島地震での教訓】

発災直後の物資の供給について、ニーズ把握、発送手段やマンパワーの確保等において現場での混乱が見られた。



## 計画の修正（主な箇所）

### ○備蓄体制の整備

県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLO）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

[新旧：資料3-1 P10]

# 南海トラフ地震対策の推進①

## 重点施策としての推進

### 【南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正箇所（抜粋）】

事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○重点施策に関する事項

[新旧：資料3-2 P1]

南海トラフ地震では被害を完全に防ぐことは難しく、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるが、費やせる時間と内容に限りがある。直接死者数と災害関連死者数を減らすため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底すると同時に、津波の遅延や浸水被害の軽減、建物の耐震化促進などのハード対策を着実に推進する。これらソフト・ハード対策両面から被害を最小限に抑える「減災」を基本方針とし、おおむね10年間で完遂するべき取組を減災アクションとして、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムに具体的に定め推進する。

### 【地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションおよびそれに基づく定量的分析等の実施】

### 【南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正箇所（抜粋）】

局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

## 計画の修正（主な箇所）

### ○計画の性格と役割

[新旧：資料3-2 P1]

県は、年次別計画として、南海トラフ地震の被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析に基づき、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災社会像を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。

## 南海トラフ地震対策の推進②

### 資機材・人員等の配備手配における多様な主体との連携等

【南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正箇所（抜粋）】

民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

### 計画の修正（主な箇所）

#### ○資機材、人員等の配備手配 [新旧：資料3-2 P5]

県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保状況及び人員の配備状況を把握する。また、被災時における物資等の調達手配及び配備、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。

県、市町は、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮するほか、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたり関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整することとする。

### 暑さ対策や孤立を考慮した避難所の運営や物資の備蓄等

【南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正箇所（抜粋）】

- ・食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- ・女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

### 計画の修正（主な箇所）

#### ○避難所等の運営・安全確保 [新旧：資料3-2 P17]

- ・市町は、避難時の熱中症対策・低体温対策として、飲用水の備蓄、空調設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮し、災害関連死防止に必要な対策について留意することとする。
- ・市町は、孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮することとする。

南ト  
03

## 南海トラフ地震臨時情報発表時における周知・広報

## 【南海トラフ地震臨時情報防災ガイドラインの改訂箇所（抜粋）】

国や自治体、報道機関等が連携して、あらゆる手段を用いて、住民や事業者等に対する日頃からの周知・広報に努める。

## 計画の修正（主な箇所）

#### ○時間差発生等における円滑な避難の確保

県、市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、後発地震に対する警戒、津波警報等発表時の速やかな避難について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

## 日頃からの地震への備えの再確認



- 避難場所・避難経路の確認
  - 家族との安否確認手段の確認
  - 家具の固定の確認
  - 非常持出品の確認

## 臨時情報の発表に伴う特別な備え



- 高いところに物を置かない
  - 屋内でのみできるだけ安全な場所で生活
  - すぐに避難できる準備（非常持出品等）
  - 危険なところにできるだけ近づかない

◎世帯別リスト		実施範囲	担当課
住民登録主	大田地区登録者		
○	○ ための色の点線	赤水市での登録について市町・水利連合等管理者による周知	農林課
○	○ 駐輪、水門等の点線	駆除への具体的な作業の実施	農林課
○	○ DMAT連絡体制の確認	災害時DMAT(災害派遣隊)チームの連絡体制等の確認	福祉部
○	○ 交通事故対応の体制の確認	高規格道路の巡回、警備、避難誘導体制の確認	警察課
○	○ DMATの連絡体制の確認	DMAT(「地域防災連絡チーム」)の連絡、人員の配置の確認	保健衛生部
○	○ 保健衛生チームの連絡体制の確認	保健衛生チームの連絡体制等の確認	保健衛生部
○	○ 可燃性材料燃焼の危険性の確認	高規格道路に駐留する機関のリスクアセス	まちづくり部
○	○ 緊急避難場所の確認	市立・県立・県民・セイカ・セイタの避難場所の使用方法等の確認	危機管理課
○	○ 台風直面済みの建物の確認	市立・県立・県民・セイカ・セイタの建物の確認、避難舟の人員配分の確認	危機管理課
○	○ 飲食用具の消毒効果の確認	市立・県立・県民・セイカ・セイタの飲食用具の確認	衛生課
○	○ 飲食の喫煙対策の確認	市立・県立・県民・セイカ・セイタの喫煙対策の確認	土木課
○	○ 交通事故対応の確認	交通事故対応の確認、運転免許証の交付等に関する事項の確認	警察課
○	○ 市民登録の確認	新規登録者の確認	農林課

#### ▲発表時の点検・事前対策リスト（例）

#### ▲県民への呼びかけ（巨大地震警戒の発表）

1 本日、●●●を震源とするM●.●の地震が発生し、政府は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表しました。

新たな大規模地震発生の可能性が平常時と比べて高まっています。県民の皆様には、余震が続いているので、引き続き十分注意いただきますとともに、揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、直ちに避難することが重要です。

2 県は、兵庫県地震災害対策警戒本部会議を開催し、地震の発生に備えた警戒態勢を強化しています。

3 県民の皆様には、地震発生時の避難も含めた地震・津波への備えを再確認していただいたうえで、日常の生活を続けていただくとともに、県や市町からの呼びかけや関係機関の正確な情報に基づき、冷静に行動いただくようお願いいいたします。

4 具体的には、家具の固定、非常用持ち出し袋等の準備、避難場所や避難経路の確認、家族の安否確認方法の共有、水や食料の備蓄、地震ブレーカーの設置、建物の耐震化などを再確認願います。